

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会

平成27年8月31日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500030号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500015号

第1 結論

請求者のA社における平成8年12月1日から平成10年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年12月から平成9年7月までの標準報酬月額については、30万円から59万円に、平成9年8月から平成10年3月までの標準報酬月額については、15万円から59万円とする。

平成8年12月から平成10年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成8年12月から平成10年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年12月1日から平成10年4月1日まで

A社における請求期間の給与額については、月額60万円だったにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、請求期間に係る標準報酬月額が低く記録されている。調査の上、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の標準報酬月額の相違について請求しているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う報酬月額又は請求者の報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成8年12月、平成9年2月及び同年3月、同年6月から同年11月までの期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額から、また、平成9年1月、同年4月及び同年5月、同年12月から平成10年3月までの期間の標準報酬月額については、前後の期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額、並びに請求者の請求対象事業所における給与実態から推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額から、59万円と

することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成8年12月から平成10年3月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、平成8年12月から平成10年3月までの期間について、給与明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成8年12月から平成10年3月までの期間に係る当該報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500041号
厚生局事案番号 : 四国(国)第1500005号

第1 結論

昭和60年4月から平成4年1月までの請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年4月から平成4年1月まで
昭和60年頃から、夫が経営していた店舗に集金に訪れるA市(現在は、B市)の女性職員に、夫が自分の国民年金保険料と併せて私の保険料も支払っていたにもかかわらず、請求期間の納付記録が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和60年頃から、請求者の夫が、A市の集金人を通じて夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた旨陳述しているが、請求者は、保険料の納付に直接関与していなかったことから、請求者に聴取しても、保険料の納付について具体的な状況が不明であるとともに、実際に保険料を納付したとする請求者の夫は、既に死亡しその証言を得ることができず、請求者の請求期間における保険料を納付したことをうかがわせる具体的な陳述が得られない。

また、B市は、「旧A市役所における請求期間当時の国民年金事務の取扱いについては、当時の書類は何も残っておらず不明である。」旨回答しており、請求期間のA市における国民年金保険料の収納方法等について確認することができない。

さらに、請求者が一緒に納付していたとする請求者の夫は、請求期間の一部に免除承認期間が6か月あるほか、当該免除承認期間を除く請求期間について、請求者と同様に未納となっている上、請求期間も6年10か月と長期間である。

このほかに、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500036号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500012号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年9月30日から平成9年10月1日まで
A社において、平成9年9月30日まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同日となっており、平成9年9月の同社に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社に係る雇用保険被保険者記録によると、請求者は平成9年9月29日に同社を離職していることが確認できるところ、同社は、請求者について、「現存している人事記録によると、平成9年9月29日付けで非常勤職員を退職、同年10月1日付けで臨時補充員として採用、その間の同年9月30日については在籍していなかったことが確認できた。」と回答している上、同社の事務担当者は、「請求者の平成9年9月の出勤簿の写しにおいて、出勤日の欄には請求者の押印、非番日の欄には週休の記載があるところ、30日の欄には斜線が引かれていることを確認した。」旨陳述している。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を請求者と同様に月末日に一度喪失した後、翌月1日に再度取得している複数の同僚について、雇用保険の離職日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日の記録と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500037号
厚生局事案番号 : 四国(受)第1500013号

第1 結論

請求期間について、請求者のA組合における厚生年金保険被保険者資格の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年4月1日から昭和44年5月1日まで

私は、昭和43年4月1日から昭和46年7月1日までA組合に臨時的任用職員として勤務しており、当該期間は、同組合に係る厚生年金保険被保険者期間とされているにもかかわらず、同組合が保管する回議書によると、昭和44年4月の1か月間は、B会の臨時職員とされている。

私は、これを不服としてC簡易裁判所調停センターにA組合に対する調停を申立てたところ、同組合は、当該回議書訂正請求調停事件において、昭和44年4月1日から同年4月30日までの間において、同組合の臨時職員であったとは認められないとする回答書を提出していることが分かった。

請求期間は、A組合の臨時職員でなかったことが明らかになったため、当該期間について、同組合に係る厚生年金保険の被保険者記録を削除してほしい。

第3 判断の理由

A組合が保管する回議書によると、請求者は、請求期間において、同組合の無給嘱託職員となり、B会の臨時職員として勤務する旨の記載が確認できる。

しかしながら、B会は、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、A組合が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認標準報酬月額決定通知書及び被保険者資格喪失確認通知書の内容は、オンライン記録、健康保険厚生年金保険被保険者原票及び雇用保険の加入記録と一致する。

なお、A組合は、請求者の請求期間に係る出勤簿、賃金台帳等の勤務実態及び厚生年金保険料控除を確認できる資料は残っておらず、無給嘱託を依頼した場合の取扱いについても不明である旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における請求内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、請求期間当時の実態を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間における厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500017号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500014号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社及びB社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成8年11月1日から平成11年9月25日まで
② 平成14年4月1日から平成16年9月25日まで

私は、A社及びB社の代表取締役であった請求期間①及び②において、月額100万円の報酬を得て、それに見合う厚生年金保険料を控除されていたにも関わらず、厚生年金保険被保険者記録における標準報酬月額は9万8,000円から10万4,000円と記録されている。代表取締役、事業主として控除した厚生年金保険料を社会保険事務所(当時)へ納付していたので、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間②の一部の期間を含む平成15年8月から平成17年7月までの決算報告書から確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額については、いずれも請求者の厚生年金保険被保険者記録により確認できる標準報酬月額よりも高いことが確認できる。

しかしながら、前述の決算報告書における厚生年金保険料控除額及び健康保険料控除額は従前の保険料率を誤って使用し計算しているものと考えられる上、請求者を含む多数の被保険者に係る保険料控除についても誤りが散見され、当該期間の各月に被保険者から控除した健康保険料及び厚生年金保険料の預り金合計額と社会保険事務所への納付額には大きな隔たりがあり、当該期間における社会保険事務及び経理事務は適正に行われていなかったことがうかがえ、当該決算報告書をもって標準報酬月額を推認することはできない。

また、A社(B社に商号を平成15年1月1日変更)に係る商業登記簿謄本によると、請求者は、請求期間①及び②当時、請求対象事業所の代表取締役であったことが確認でき、オンライン記録の事業所記録においても請求者が事業主として記録されているが、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額が遡及訂正されるなどの形跡は認められず、当該記録上の標準報酬月額は、請求対象事業所から社会保険事務所に届出されたものと推認できる。

さらに、請求者から提出された平成 14 年 4 月分の請求対象事業所に係る納入告知書領収証書において確認できる領収額は、請求者を含むオンライン記録により当該期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の標準報酬月額に基づき計算した厚生年金保険料の合計額と一致している。

加えて、請求者は、請求対象事業所の社会保険の事務に関わっていない旨陳述しているが、当該事業所に係る滞納処分票において、請求者が事業主として社会保険事務所と滞納保険料の納付に関する協議を頻繁に行っており、滞納保険料に係る債務承認書、保険料等納付計画書等において、代表取締役であった請求者の署名、押印等が確認できること、及び平成 11 年 9 月 10 日に「社長（請求者を指す）算定基礎で来所」と記載されていることが確認できる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（請求者）が、請求対象事業所の事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、請求者は、上記のとおり厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間①及び②について、請求者が主張する報酬月額を受け、その報酬に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたとしても、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500038号
厚生局事案番号 : 四国(受)第1500016号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和52年4月から昭和53年3月まで
② 昭和53年10月から昭和54年9月まで

請求期間①について、A社グループの一つであるC事業所で勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間②について、B社においてレポーターとして1年契約で勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間①及び②の年金記録を訂正し、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、複数の同僚の氏名等を記憶しているところ、当該同僚と思われる複数の者の厚生年金保険被保険者記録がA社において確認できること、及び当該同僚の回答から、勤務期間の特定はできないものの、請求者が同社において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、平成15年に適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主は既に死亡している上、商業登記簿謄本によると、同社は平成16年に破産終結しており、破産当時の事業主は、「請求期間当時の資料は無く、厚生年金保険料の控除について不明である。」旨回答している。

また、A社における厚生年金保険の取扱いについて、請求期間当時、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「正社員は加入させていたが、正社員以外の者は加入させていなかったと思う。」旨回答しているところ、当該同僚からは、請求者が正社員であったことが推認できる陳述が得られない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求期間に請求者の氏名等は確認できず、健康保険整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は無い。

請求期間②について、請求者から提出された同僚と一緒に撮影した写真及び請求対象事業所における請求者の名刺、当該事業所及びその関連事業所の回答から、請求者が、B社においてレポーターをしていたことは認められる。

しかしながら、B社は、「レポーターはタレントとしての扱いだったため、厚生年金保険の届出は行っていない。レポーターに対しては、出演料を支払っていたが、出演料から厚生年金保険料を控除していない。」旨回答している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者が請求期間にレポーターとして一緒に勤務していたと名前を挙げた同僚5名全員について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、同社では、レポーターを厚生年金保険に加入させていなかったことが認められる。

さらに、前述の被保険者原票において、請求期間に請求者の氏名等は確認できず、健康保険整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500042号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500017号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年11月5日から昭和60年1月1日まで

私は、A社において厚生年金保険が適用されていなかったため、当時、国民年金に加入していた。しかし、A社には常時5名の従業員が勤務していたことから、厚生年金保険の強制適用事業所であり、私は被保険者となるべき者であったのだから、私が勤務していた期間を同被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の記録から、請求期間のうち、少なくとも昭和50年4月1日から昭和59年12月31日までの期間について、A社において勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の元事業主は、「当社に係る資料は、閉鎖後に全て廃棄しており、請求者に係る資料は残っていないため、具体的な勤務期間は分からない。」旨陳述しており、請求期間当時の請求者に係る関係資料を得ることができないことから、具体的な勤務期間や厚生年金保険の取扱いについて確認できない上、前述の元事業主は、「当時、社会保険に加入したく、何度か社会保険事務所に相談に行ったが、従業員数が少ないので加入対象事業所にならないと言われ、加入できなかった。」旨陳述しているところ、オンライン記録において、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、請求者は、請求期間を含む昭和36年4月23日から昭和60年3月28日までの期間、国民年金に加入し、国民年金保険料を全て納付していることが確認できる上、請求者は、昭和54年分給与所得の源泉徴収票を提出しているが、社会保険料の金額欄に記載された金額は、国民年金保険料と国民健康保険料の額と考えられ、厚生年金保険料の控除は確認できない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録訂正が認められるのは、事業主が被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない認められる場合であることから、「私は、A社において厚生年金保険が適

用されていなかったもので、当時、国民年金に加入していた。しかし、A社は、常時5名の従業員が勤務していたことから厚生年金保険の強制適用事業所であり、私は、請求期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者となるべき者であったのだから、同社で勤務していた期間を同被保険者期間に訂正すべきである。」とする請求者の主張は、請求者の年金記録を訂正すべき事情とは認められない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。